

# Message from 救護施設

## 集団感染発生施設への職員の応援派遣

新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、各施設においては連日対策の徹底に努めていることと思います。しかし、報道では、多くの福祉施設でクラスター等の発生が伝えられております。救護施設は利用者の生活の場として、職員に陽性者が発生した場合であっても事業を継続しなければなりません。これに資する取り組

みのひとつとして、大阪府では「新型コロナウイルス感染症に係る社会福祉施設等への応援職員派遣体制（以下応援派遣）の構築」がされており、昨年12月に実際に派遣が行われています。今号では、実際の応援派遣の様子をお伺いしました。

### Episode I

## 応援派遣でコロナの現場へ

応援派遣は、今夏、オール大阪でコロナ禍を乗り切ろうと作られた仕組みです。大阪府と大阪府社会福祉協議会がこの協定を結んだと聞き、もしもの時、自分に役割が与えられればぜひやってみたくて思っていました。この応援派遣は、現場を守る「福祉人の使命」であると同時に、初めて接する方々、普段と違う環境の中で、いっしょに働いたことがないスタッフとタッグを組んで業務を進めることが、私にはたいへんやりがいのあるものに見えたからです。それに加えて、救護施設を軸足に、高齢者施設などいくつかの種別、職種を経験していることが活きる現場だと感じたこともあるかもしれません。

## 応援派遣の内容

その機会は突然やってきました。12月上旬、施設長から障害者支援施設の応援に入ることができるか尋ねられました。承諾すれば大阪府初の応援派遣事例になるとのことでした。私は打診された知的障害者が利用されているB施設に赴くことになりました。ここで5日間、事務作業・衛生資材の整理や館内の消毒（非感染区域）などを行いました。現場で作業を行いながら、もし所属施設が同様の状態になったら事前にどのようなことを整えておけばよいのか、何度も考えました。B施設での経験は、所属施設の備えを問いなおす大変よい機会になりました。

## 期間中の生活

応援派遣中は、濃厚接触とはならないもののクラスターの発生源に近づくことになります。期間中は、派遣先と用意された宿泊施設を往復するだけに止め、ウイルスを持ち込む場合も含めて、自分が感染源になることがないよう細心の注意を払いました。この経験も、普段の行動を見つめなおすよい機会になりました。

## 応援派遣を終えて

施設に戻った日、施設長や周りの職員からにねぎらいの言葉を掛けられました。それに続けて「また声がかかったら行きたいか」と尋ねられました。その時は「他の職員にも経験させてあげてください」と答えました。その後で「自分の役割がそこにあるのなら何度でも…」とつぶやいたのですが、これは聞こえなかったと思います。

### Episode II

## 施設長としての決断

法人から、大阪府と大阪府社会福祉協議会の協定に基づく応援派遣の打診を受けたとき、返事を躊躇してしまいました。応援派遣の意義と必要は福祉人として十分に理解していたつもりでしたが、それを現実のこととして問われると、自分の現場が明日にも同じ状態になるかもしれないのに、他の施設へ職員を派遣することに不安を感じたからです。福祉人としての思いと、現場を預かる施設長としての責任に挟まれ、ジレンマを感じました。

## 部下への期待

応援派遣の協定が結ばれたことはもちろん知っていました。その時から、もし派遣を求められることがあれば、最初はAさんに決めていました。彼は、救護施設での経験からさまざまなニーズを持つ利用者への対応に熟知しており、加えて施設事務にも明るいことから、派遣先でどのような役割を求められても戦力になるだろうと思いました。

いろいろなリスクを考えて、躊躇しながらも彼に応援派遣を打診しました。この時、彼は「行きます」と即答しました。今回が大阪府下初の事例で、まだ派遣に伴うリスクもすべては見通せない中で、この決断は部下ながら見事だったと思います。

## 派遣のための準備

応援派遣に際して、送り出す側の施設にも整えることがたくさんあります。現場は、決して職員が潤沢にいるわけではありません。応援に差し向けた職員が不在の間、その職員が担っていた業務を他の職員でどう分担するかについては、引継ぎを含めて多くの議論が必要でした。

また、応援職員が勤務先へ復帰する際の手順も改めて検討しました。これは、PCR検査結果が判明するまでの期間をどこで過ごすかといったことまで含めて、派遣された職員と派遣した職場の双方が不安なく任務を完了できるようにしました。

## 受け入れる側の準備

今回、応援派遣を要請されたB施設では、派遣された職員に求める業務を明確にされており的確に指示をいただけました。これにより、派遣先でなにをしいのかかわからないという状況には陥らなかったようです。

もし、立場が入れ換わって、私の施設が派遣を要請することになった場合も、業務の明確化やマニュアルの整備に加え、担当職員が不在の際にも業務が滞らないよう担当者を配置しておくこと等が必要と感じました。



# Message from 救護施設

## 集団感染発生施設への職員の応援派遣

今回の経験を救護施設に当てはめると、事務作業やコロナ禍で特に必要とされる消毒などの作業については今回と同様のことが言えると思います。一方、利用者支援については、救護施設の場合、施設ごとに利用者の障害傾向等が大きく異なりますので、それぞれの状況に合わせた対応を、考えておく必要があります。たとえば、万一のクラスター発生時には、普段より厳密に、感染拡大防止のための行動を利用者にお願いすることになりますが、利用者一人ひとりについて、その理解がどこまで可能で、また行動に移していただけるのか否かについて、アセスメントをしっかりと行い、それを踏まえた対応をあらかじめ検討しておく必要があるのではないかと思います。

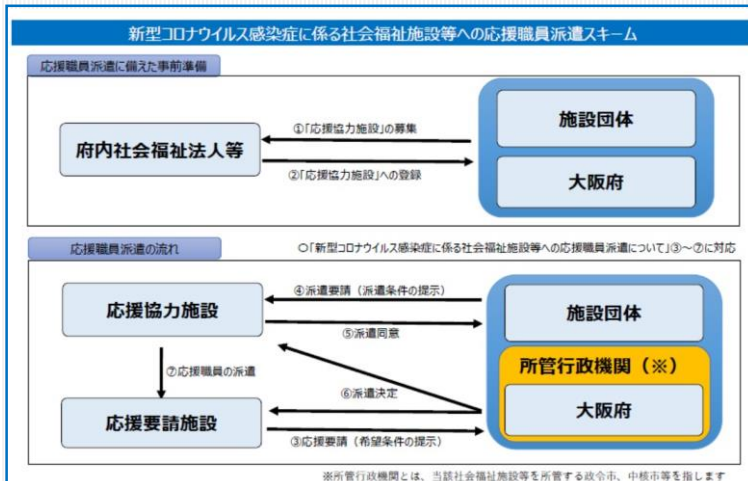
## 準備のポイント

応援派遣にあたっての体制構築やスキームについて、既発の通知等がある場合は基本的にはそれに従うことでよいと思います。これに加えて、それぞれの施設においては、あらかじめ業務の手順を定めておいたり、万一に備えて属人的な業務をできるだけ見直しておくことなどが必要になるのではないのでしょうか。

今回のケースでは、応援派遣から戻った職員が、しばらくの間、溜まった仕事に忙殺されていました。責任あるポジションの職員を派遣する場合、やむを得ないことと思っていますが、こうした負荷も可能な限り軽減できるようにしたいと思います。

## 最後に

当施設の場合は、今回派遣した職員が、あらかじめ応援派遣の仕組みを承知しており、その意義と必要を理解していたことが、スムーズに派遣できた理由のひとつだと思います。日頃から、地域で法人間の連携・協働化ができる土壌を築き、その上にこうした具体的取り組みに関する情報を共有しておくことが、いざという時に強い施設を作るポイントではないのでしょうか。



### 参考: 新型コロナウイルス感染症に係る社会福祉施設等への応援職員派遣スキーム

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikifukushi/coronasien/index.html>

## 救護施設の応援派遣の仕組み

### 全国救護施設協議会 会長 大西豊美

救護施設は、わが国における「最後のセーフティネット」として、私たちの支援を必要とする人々の生活を守ることを使命としています。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が再拡大しています。人々の生活はこれまでと同様に大きな影響を受けるでしょう。また、コロナ禍で経済的に困窮する人が増えることにより、救護施設への期待も大きくなると思われます。そして、この状態は一時のことに留まらず、一定期間続くことになるかもしれません。私たちには、それに応え続ける責務があります。

私たちが、その役割を果たし続けるには、もはやそれぞれの施設が個別に対応するだけでは十分とは言えません。昨今、社会福祉施設を取り巻く状況が大きく変化し、ニーズも多様化・複雑化する中で、種別ごとに与えられた使命や役割は、単独の施設、種別だけで守り切れるものではなくなっているからです。この目的に向けて、私たちには、地域においてさまざまな機関、人と連携・協働できる体制を構築し、それを実際に機能させることが求められています。

今夏、大阪府と大阪府社会福祉協議会が結んだ「応援派遣」の協定は、オール大阪でこれを実現する仕組みのひとつです。

今回、救護施設も運営する法人の施設でクラスターが発生し、この仕組みを使った応援が行われました。その時の様子は、派遣された職員とその施設長が書いています。また、このことは福祉新聞(2020年12月21日号)でも紹介されましたので、ご覧になった方も多いと思います。

私たち救護施設には、長年に渡りさまざまな人と地域を対象としてきたことにより培われた実践力があります。

私たちは、これまで実践してきたとおり、救護施設の使命に従い求められる役割に応えながら、同時に、施設においては職員を育て、併せて地域でさまざまな人や機関と連携・協働できる体制を構築しなければなりません。そして、必要とされた時、救護施設としての機能を十分発揮できるよう、この体制を維持・整備し続ける必要があります。

コロナ禍は、これらのことを改めて私たちに問うているようにも感じます。

これらのことは、今後いかなる状況においても救護施設がその使命を果たし続けるための、重要な鍵になるのではないかと思います。

今回ご紹介した、大阪府と大阪府社会福祉協議会の協定に基づく社会福祉法人間の連携を、それに向けた実践のひとつとして、それぞれの地域で取り組まれる際の参考にしていただければ幸いです。

